

- (二) 個人業主所得
- (三) 個人賃貸料所得
- (四) 個人配当所得
- (五) 個人利子所得

（四）振替所得

次にその内容について述べる。

(一) 被傭者報酬 これは賃金俸給所得とその他の被傭者報酬からなり、一般に産業別に示されるが、賃金労働者、俸給生活者、団体役員職員別等にも表わしうる。

(イ) 賃金俸給所得は、常備日傭を問わず雇傭契約によつて被傭者の地位にある人（法人役員、官公吏、軍人や駐軍に傭われている日本人等を含む）がその働きに対して報酬として傭主から実際に支払われた所得であつて、毎月きまつて支払われるもののほか、賞与、扶養家族手当等の現金收入、および現物諸給与も含まれる。この現物給与の範囲をどこまでとるかは極めてむづかしい問題であるが、例えば個人所得から支払われる家事使用人に対する賄費、衣料、住居費等のほか、無料若しくは安い価格で自家製品を被傭者に与えるもの、交通費の補助等、通常労働の報酬と考えられるものが原価で評価されて含まれるが、作業衣のように事業の生産的経費と見なされるものはのぞかれる。

なお失業保険、健康保険等社会保険にたいする雇傭主負担や被傭者負担は含まれないが、それ以外の保険、例えば火災保険、生命保険等の保険料支払、源泉徴収の所得税等は含まれる。なお農林水産業、金融仲介業者の被傭者報酬や、その他の産業部門の個人業主の被傭者報酬も勿論この項に含まれるべきであるが、同族会社等の役員兼出資者の俸給は

資本投下分の配当とみるべきで、本項にはふくめない。さらに個人業主の利潤のうちの労働報酬部分及び家族労働にたいする見積報酬はふくまれない。

なお、本項の所得は実際に被傭者の受領したものであるから、例えば昭和廿四年頃から起つてある給与の遅欠配分は当然除かなければならない。

(ロ) その他の被傭者報酬は、法人の利益分配以外の法人の重役報酬や個人法務手当（陪審員、証人の手当等）、囚人報酬、チップ、手当等であるが、政府からの恩給年金、退職金等の一時的な所得や企業の退職基金積立金からの退職金の受領等は本項に含まれないのである。但し、退職基金への毎月の積立は含められる。

恩給年金は、積極的に勤務していた期間にえたものでその期間中に支払われず、後期に繰延へられたものであるから、一種の本源所得と一應見なしうるが、政府からの分は一種の移転所得として取扱う方が適当と考えうる。なお被傭者が二つ以上の職場に兼ねて勤務する場合、そのうち從とする職場からの収入はこれを兼業所得として本項に加えるのである。

(ハ) 個人業主所得 この所得は、個人業主〔誰〕が主として自己や家族の労働と雇傭労働によつて企業を運営して得た所得であつて、雇傭労賃所得や、賃貸料所得の項に計上される小作料等を除いた、貨幣所得と自家消費に充てられる現物所得からなつてゐる。この所得にはさらに企業運営からえられた業主自身の賃金俸給、企業の資本利子、地代家賃等その他の利潤も含まれてゐるので一種の混合所得といいうるが、しかしこれを個人業主所得から分離することは困難である。またそれを本業としない個人業主の受け取る利子配当所得は本項には含まれず、それは個人利子配当所得の項に計上される。

(註) 個人企業はわが国の経済において特有の地位を占めるものであるが、この個人業主の範囲をどうとするかは難しい問題である。すなわち、株式会社や株式合資会社はこれを法人企業とするのはよいとして、有限会社、相互会社、合資会社や合名会社を個人業主の範囲に入れるかどうかは、経済主体別（例えば法人企業、法人以外の個人企業、家計、政府等）分配国民所得の構成上問題があるのである。

しかしながらわれわれは一応現在のところ職工何人以上とか、資本金何百万円以下というような標準によらず、單に法人格でない個人で企業を営むものを個人業主としているのである。もつとも企業組合等は含められるべきであろう。

この所得は資産負債からの単なる評価換算による損益や間接事業税を含まないが、所得税込みのものである。

個人業主所得は農林水産業とその他の商業所得（鉱山業、卸売小売業、金融業、不動産業、サービス業等）にわかれ、その所得の計算のためには、まず本業からの現金現物收入に売れ残りや仕掛品増減が調整され、当該期間の生産額が推計される。さらにこれから右に対応する原材料動力光熱費や賃金俸給支払額、間接事業税等の諸経費を差引くほか、減価償却や修繕費、資本の経常的支出を控除して純所得がえられる。（但し右は発生主義によつた場合であり、実際的には現金主義によるべきであるとしてもその推計は困難である）

たとえば、農林水産業については、独立營業者とその家族従業者の所得が含まれる。この場合、雇傭賃金俸給は被傭者報酬に計上され、本項にはふくまれないのであるが、経営の過程に実現される資本形成、例えば飼養家畜の価値の増加は含められる。

なおこの業種の所得は通常物的で推計されるが、その場合には重複をきけるため法人所得、個人賃貸料所得等との調整を行う必要がある。

(二) 個人賃貸料所得

この所得は個人が所有する不動産の賃貸から生ずる所得であるが、主として不動産の賃貸を本

業とする（下宿屋、ホテル個人業主等）個人業主の受領する所得はふくまず、これは個人業主所得の不動産業の項にくまれる。田畠の小作料、消費自家用住宅地代家賃（自己所有分の評価額即ち評価賃貸料を含む）や、個人が所有して生産用に法人や他の個人企業に貸付けていた土地住宅の地代、家賃、および個人が所有する漁業権、鉱区権、特許権、著作権等にもとづいて受取る使用料からなる。これらはいすれも純額でしめされる。すなわち賃貸料の総収入から減価償却、修繕費、資本利子、固定資産税、事業税等の費用がのぞかれる。

個人業主等が、消費用と生産用にあてる土地家屋の賃貸料（評価分をふくむ）のうち生産用の自己所有分はのぞかれ、個人間の衣料やその他の耐久消費財の評価賃貸料は含まれない。また官公所有の住宅の賃貸は官公機関の所得ではあるが、個人賃貸料所得と同一に取扱い本項に含めている。

なお本邦内に土地を所有する外国人居住者から土地を借りて農耕をする日本の小作人が外国へ支払う地代は、外国の所得として差引かれ、逆の場合は本邦の所得となる。

(四) 個人配当所得 この所得は個人が受取る株式会社、株式合資会社等からの配当のほか、有限会社などからの利益金分配、その他特殊法人の剩余金分配、法人の利益分配からの重役賞与等からなる（この所得はいつまでもなく法人が他の法人に支払った配当を除いた純すいの個人分のみである）。法人は往々増資株等を株主に配当したり資産を潰しての靖配当をするが、これらは所得ではないからふくめるべきではない。しかし剩余金を現金ではなく株式で交付した場合はこれは配当としてふくめてよい。（註）

また国内居住個人が彼の海外投資によつて得る配当と、外国居住個人が例えば日本へ投資して得る配当との差額、すなわち海外收支勘定の受超分をここに附加する必要がある。

〔註〕 シャウブは剰余金を株式にかえて交付すると株式数が二倍になつても、一株価が半減すれば、株主の持分がかわらぬことになるから配当がないといつてゐる。

(四) 個人利子所得 これは個人が政府、民間事業及び海外から受取る貨幣利子と帰属利子からなる。このうちとくに問題となるのは帰属利子であるが、それは一應つきのように定義できる。すなわち帰属利子とは、個人が明白な対価の消費的支出なくして受けた金融上のサービスに伴つて発生した利子、及び生命保険会社等によって個人の勘定として留保された財産所得等である。またここに含められる政府からの利子は、生産的公債の利子であつて、単なる赤字公債の利子の個人に支払われる分は振替所得に含ましめる方が妥当と考えられる。しかしその区分にはむずかしい問題がある。

(五) 振替所得 これは政府と民間事業から、個人が生産の対価としてではなく無償でうけたる所得を意味し、従つて当該年の生産と見合はない所得である。政府からのものとしては、恩給年金、退職金、生活保護関係の救済金（現金及び現物）、政府使用人以外のものに支払う傷害補償金、海外引揚者にたいする新円交付その他復員費、社会保険基金（厚生年金、共済組合、国民健康保険からの保険金給付）、刑事補償法に基づいて支払われる補償金及び赤字公債の利子等である。次に民間企業からの分は、非営利団体等にたいする寄附、消費者借倒し（企業の貸倒れに見合うもの）、被傭者以外の個人にたいする傷害補償金、見舞金や事業の盜難による損失等の事業振替支出等である。

なお以上の説明においては、便宜上海外よりの純受取所得はそれぞれの項目について概説したが、推計の実際においては、それを右のように分離計算することの困難なことはさきにものべた通りである。

第五節 国民総支出

さきにものべたごとく国民総生産とは、当該国の居住者によつて生産された財貨及び用役を市場価格で評価したものであつて、企業の資本減耗引当部分を含んでいる。なお、当該期間中に企業が他の企業から購入して消費してしまつた原材料等の中間生産物は含まれない。なお、この概念は、国民所得と異つて、評価のむづかしい資本減耗引当高の如何に左右されないという観点から今日広く使用されている。

国民総支出は、この国民総生産を各経済部門への売上面若しくは各経済部門の支出面でとらえたものであつて、これによつて、再生産に影響を与える投資、消費への配分形態が示されるのである。その構成項目は大別して次の四つに分けられている。〔註〕

- (一) 個人消費支出
 - (二) 財貨と用役に対する政府支出（政府の財貨サービス購入）
 - (三) 国内民間総資本形成
 - (四) 海外純投資
- 〔註〕 國連統計局、國際連合国民所得専門委員会、英國々民所得白書は、政府支出のうちに含まれる投資支出を国内民間総資本形成に一括して、國內総資本形成としてあらわしている。
- (一) 個人消費支出は、個人や非営利団体（個人にサービスを提供するものに限る）の財貨及び用役の購入に対する支出であつて、その構成内容はつきの通りである。

個人消費支出の内容は、その支出対象によつて財貨及び用役に区分せられるほか、飲食費、光熱費、被服費等の家計費の項目別、耐久財、半耐久財及び非耐久財等の耐久度別、都市、農村等の居住者別に分けられ、さらに勤労所得者と財産所得者別や所得階級別にも分けうる。またその財貨については、当該年次の生産によるもの、在庫からのもの、輸入によるもの等に区分して考えることも必要である。個人消費支出のうち用役にたいするものには、個人が直接雇傭者の用役にたいしての支出（家事使用人、非営利団体の書記に対する支払等）、銀行等への手数料支出（帰属利子に対応する帰属サービスを含む）、及び生命保険等の用役にたいする支払、政府に支払う手数料（法務費等）等が含まれる。

なお家計費の項目によつてさらに具体的に分類すると次の通りである。（Sは用役を示す）

飲食費——主食（米麦等主食類）、副食（魚介、肉、蔬菜等）、調味料、嗜好品（酒、煙草、飲料等）等

被服費——衣類、見廻品、靴磨S等

光熱費——電気、ガス、薪炭等

住居費——家賃地代S、家具什器、自動車、同上修繕費S、水道料

保健衛生費——医療物の消費（家計での薬品等直接購入）、医療費S、洗濯費S、入浴費S、美容費S、理髪費S

交通々信費——交通費S、通信費S（電話、電信、郵便）、運搬費S（手小荷物、自動車）

修養娯楽費——教養費（授業料S、文房具費、印刷製本〔新聞、雑誌、教科書〕、書画骨董品等）、ラジオS、写真、

宗教団体に対する支出、娯楽場入場料S（映画、劇場、ダンスホール、競馬場、競輪場、パチンコ等）、交際費S

右の支出のうち書画骨董品等既存資産の購入は、そのまま計上せず、物品販売業における売上マージ

ンのみ計上すべきである。

なお官公立学校の授業料は、個人税類似の負担とみなして本項には含めない方がよい。

雜費——金融保険関係S（銀行の個人への無償サービス、生保、損保サービス、金融仲介手数料〔信託手数料

為替手数料、証券業への投資仲介手数料等〕、社会保険共済組合関係純支払）、家事使用人（給食費等を含む）、法務、個人の広告料、葬儀費

非営利団体の消費——政府団体労働組合等の消費支出

本邦人海外純消費——本邦人海外消費から外国人本邦消費を差引いた純額であるが、外国人の本邦消費を控除するわけは、以上の諸支出に一應計上せられているから、その部分を相殺するという意味もふくものである。

(2) 政府支出は中央及び地方財政の財貨及び用役の購入支出からなり、それは費用で評価されている。本項には、民間企業の経常的費用をカバーするための補助金（例えば、価格差補給金や損失補償金）、救濟費等の振替支出、既存資本の購入費等は含まれず、一般にある会計の経常的な収入がその費用を概ねカバーし得るような会計（例えば、鉄道、通信、国有林野会計等である）を企業関係の会計と見なし、その経常的費用を更に控除する必要がある。従つて政府支出の内容は財貨及び用役にたいする投資及び消費的支出に区分される〔註〕。その投資的支出には設備投資（軍の設備等を含む）等のほか、例えば食糧管理会計や、貿易会計等赤字の一部に見られるような在庫品増加等をも含むのである。なお社会保険の経常経費等もここに含まれる。

〔註〕 政府支出はさらに被補者報酬（公務員給与）、企業からの購入、海外からの純購入の三つに区分しうる。

第二章 国民所得概念の構成

以上に述べた個人消費支出や政府支出は、一般に考えられる家計支出や予算の純計とはその範囲を異にしているものであるが、のちにのべることへ、国民経済予算等の方式では、一般にわかりやすくするため、その目的によつて適宜範囲を調整する場合もある。

(三) 国内民間総資本形成は、民間事業（農業、商業等の個人業主や法人）や非営利団体の建設（住宅と非住宅）と生産者耐久施設（その部分品は除かれ、建設仮勘定の増加を含み、かつ一年以上の耐用命数をもつもの）、及び事業在庫品増減（期首の有形資産に対する総追加分）からなるが、無形資産や既存固定資本の購入費、財政からの資本支出的補助金、前渡金等は含まれない。生産者耐久施設の評価は、資本財の購入価格に、輸送、据付、敷地とりかたづけ費や、建築家、技師へ支払う手数料等を加える（但し広告費等の間接費は除かれる）。なお自己勘定による投資の評価は原価で行われ、類似企業でえられるような利潤はふくめない。またことには在庫品の増減額は、さきにものべたごとく完成商品、原材料及び仕掛品等の期首と期末の純物量変化に、当該期の平均市価を乗じて評価したものである。これは経済活動の増大に伴う在庫増加と、不況等に基因するデッドストックとからなるものと考えられる。この在庫品増減をここにかかるわけは、国民総支出が零の場合でも個人消費が前年度の所得から漏れ、一見国民総支出が増加するが如く見えるが、この場合でも在庫品の項で負の投資をかゝげ、国民総支出は全体として零とするためである。総資本形成の内容は、財貨及び用役——（資本形成の為の用役と資本支出となる労務等）であつて、貨幣、債権、營業権等の増減はふくまれないが（但し実際推計する際にはこれだけを分離することは困難なので含める場合が多い）、資本減耗引当高のうち経常費にあらわされた資本支出としての小道具類はふくめられる。また中古資産の売却や資本損益はのぞかれ、大動物、農園、果樹、森林等の成長期における費用は含まれねばならない。なお本項から資本減耗引当を控除すると純資

本形成がえられるが、このさい資本減耗引当には通常維持修繕費をふくめない。（これは国民所得にも加えられていない）

(四) 海外純投資は、本邦の諸外国にたいする収支勘定バランスの受払いの差額（本邦の諸外国にたいする貸付純額）によつてわが国の諸外国に対する債権の純増加すなわち海外に対する純投資額をしめすものである。これは財貨及び用役の輸出入、及び要素所得の受払いの差額において、受取超過分を本邦の正の海外投資とし、また支払超過分を負の海外投資とする。なおこの項には金銀の純輸出を投資項目として附加する。

この項目の意味は、例えば或る国の国民所得が仮に零である場合、個人消費支出を海外からの消費物資の輸入（外国からの援助輸入を含む）によつてまかなつたとする。かかるとき国民所得が零であるにもかかわらず、国民総支出は個人消費支出分だけ架空に多く計上せられるが、貿易戻（対日援助見合資金を輸出に計上していないとする）が輸入超過をしめし、これを負の投資として計上するから、個人消費支出と相殺されて国民総支出も国民所得同様零となつて両者はバランスするのである。

第二章 国民経済計算の構成

経済全般にわたる総合的な鳥瞰図が常に与えられてゐることは、経済政策の樹立やその判定のためにも、また経済政策の展開と実証のためにも極めて必要なことであろう。

このような諸要請に応え、経済の再生産過程を総合的に把握し、これを分析解明しうるものとして考えられたのが、国民経済計算または国民経済バランスの勘定方式である。

かかる国民経済バランス作成の具体的な試みとして、学者の手になるものとしては、ソ連のストルミリンやソーボリのもの、米国のワシリー・レオンチエフのインプット・アウトプット表、ケインズがクラークの推計をもとにして作成した国民所得バランス、ミードブトンのもの、ビックスの社会勘定等があり、官庁作成のものには、第二次大戦中に英、米、加、独、日等に発展した、国民所得を中心概念とするバランス（経済勘定方式のもの）がある。またこれは戦後においては、米、英、加の官庁を中心とする国民所得統計実務家の会議による勧告¹⁾及び国際連合国民所得専門委員会の報告書を契機として、米国では一九四七年の商務省発表、英國では一九四九年国民所得白書等に具体化されてゐる。また国連統計局国民所得調査部も、各国のバランスの作成状況を年々発表し改正点等について意見を述べ、特に一九五一年八月の「国民所得の専門家会議」では、国民経済計算組織の国際比較についての基準案をケンブリッジ大学応用経済学部長R・ストーン（R. Stone）が議長となって討議決定し、これを「国民勘定組織とその附

表に関する議案」（A System National Account and Supporting Tables）として報告書によると、以下に各政府の意見を徴しておら、わが國にゆきその照合が届けてある。

この報告書は、一九四七年に国連統計局が刊行した「国民所得の測定と社会勘定の構成（Measurement of National Income and the Construction of Social Account）」にその後の各国の發展と経験をとり入れ、やのに実際的でしかも國際比較を可能にするような新しい国民経済計算組織の基準の設定を目的としているが、その特徴としては、第一に後進諸国のために考慮がなされてゐるが、第一には資本的ないしは金融的な取引に対する取扱いにおいて一段の進展がみられることがある。

右の報告書にしめされた国民経済計算方式については本章の最後の節にあらためて紹介することとする。

かくの如く今日各國とも経済バランスの作成に従事し、漸く実用期に入つてゐるもの、こまだその完成は理論的にも技術的にも多くの問題をなしてゐるのである。なお、今日経済循環過程を統計的に概括する方式をあらわす用語には、経済バランス、社会勘定、あるいは国民経済予算などがあるが、こゝでは経済バランスを、国民所得を中心とした貨幣バランスと物財バランスからなるものと考え、その貨幣バランスを社会勘定又は経済勘定（国民所得勘定）あるいは国民経済予算とよぶこととする。

一般に経済バランスという用語は計画経済を場とした場合に用いられ、社会勘定という言葉は單に経済分析、経済予測、あるいは経済予算のための国民経済計算の意味につかわれるようである。

第一節 イン・プット・アウト・プット表と国民経済計算

経済の再生産過程の計画的把握と解明を、統計的に可能ならしめる方式としての経済バランスにはいろいろのものがあるが、つぎに今日各國で發展を見つつある、国民所得循環を中心概念とした経済バランス方式の構造について述べよう。

我々の経済は無数の経済主体の間に密接に關係しあう商品と貨幣（所得）との交換、すなわち売と買、又は收入と支出の取引の連鎖によつて營まれる。この経済主体は、ごく常識的には、主として生産の場にある企業と、消費の場にある個人とに分けうるのである。そして、これらの経済主体間の取引はそれぞれの会計計算書に記録されている。たとえば、企業はその損益計算書に、収入側に生産物の他の部門への販売を、支出側に経費としての他部門からの購入を、個人はその家計簿に、収入側には企業部門への労働力の売上収入、支出側には企業部門等からの生産物の購入をかかげる。

この二つの勘定から次のことがわかる。

主体間の取引は、簿記の法則にしたがつて、一つの取引金額は必ず各主体の勘定全體を通じて二重に記載される。その要領は次の如くである。

- (一) 一つの主体の勘定の売は他の主体の勘定の買と一致し、また一つの主体の勘定の買は他の主体の勘定の売と等しい。
- (二) 各勘定は、收支又は売買が照合されている。そのために必ず、企業勘定では利潤、個人勘定では貯蓄等のバランス

企業……生産(売)(1)

経費(買)(2)

個人……収入(2)

支出(3)

ス項目があつて、收支が釣合つてゐる。これらのバランス項目は別に設ける資本勘定の貯蓄側に計上され、これは企業部門における投資財の売上項目と同額の、資本支出と照合する。

- (三) 企業勘定と個人勘定から経済財の(1)生産(2)分配(3)支出の循環関係を把握しうる。

この体系をより完全にするためには、経済主体として政府を加え、その財政收支勘定を追加し、また以上の国内経済に対し、国際経済関係をあらわす海外勘定も考えなければならない。

更に資本勘定は、国民所得と生産の処分である貯蓄と投資の項目であるから、これに期首期末における経済主体の国富（資本設備と在庫品の状況）をあらわす国富バランスを加えることによつて、インプット・アウト・プット表の体系が組立てられる。

かくて、経済循環の過程を総合的に示す経済勘定体系として第5表

第5表 経済勘定体系

A 個別経済勘定

(1) 経常勘定

企業損益勘定

(1) 総合勘定

(2) 部門別勘定

(3) 収支勘定

(4) 財政収支勘定

(5) 個人勘定

(6) 海外収支勘定

(7) 資本勘定

(2) 部門別国富バランス